

上島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

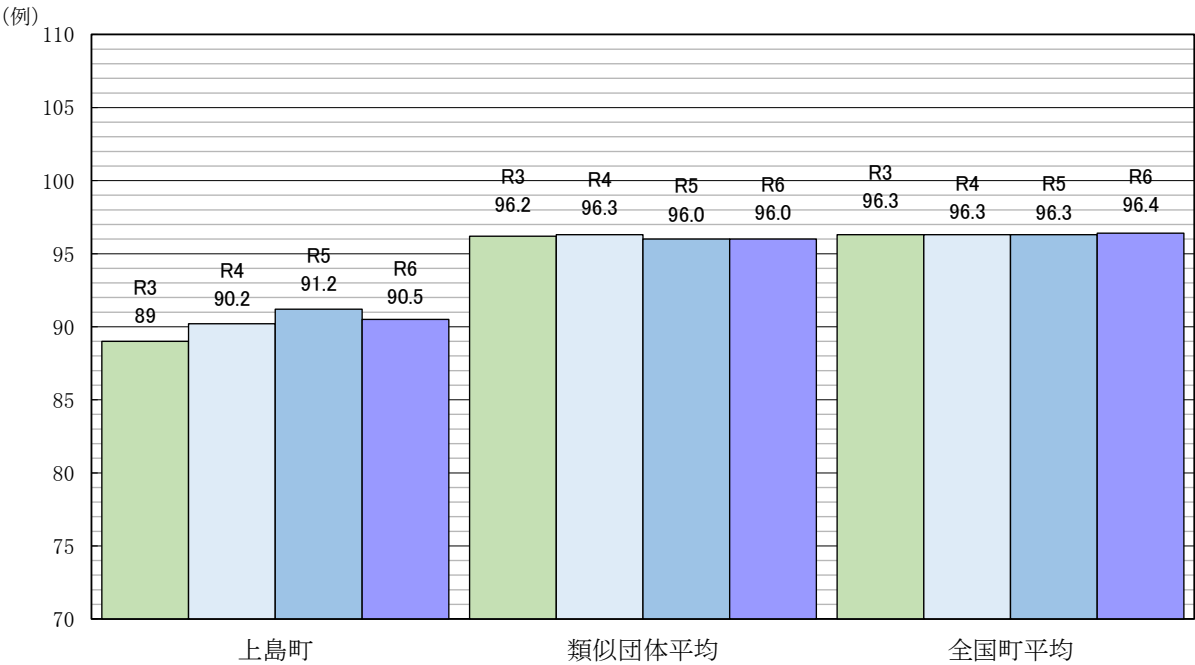
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 6,180	千円 7,255,074	千円 71,567	千円 1,333,419	% 18.4%	% 20.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 150	千円 528,894	千円 75,342	千円 179,129	千円 783,365	千円 5,222	千円 5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員 及び 会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務) 及び 定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 本町は、地域手当支給対象団体ではなく、支給実績もない。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。
4 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ラスパイレス指数が上昇している理由

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置団体のため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率：約2%、実施時期：H27.4.1）

②地域手当の見直し

地域手当未支給団体のため省略

③その他の見直し内容

- ・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（H27.4.1）
- ・単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（H28.4.1）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)
上島町	42.2 歳	279,419 円	342,848 円
愛媛県	42.6 歳	319,123 円	414,372 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
上島町	44.3 歳	15 人	240,573 円	280,785 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.15
愛媛県	56.5 歳	171 人	337,846 円	373,647 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3 人	282,400 円	304,568 円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		上島町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,553 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	171,874 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	169,963 円	— —
	中 学 卒	155,300 円	152,061 円	— —

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	246,200 円	304,100 円	382,100 円	378,200 円
	高 校 卒	228,700 円	270,700 円	362,400 円	359,100 円
技能労務職	高 校 卒	237,400 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

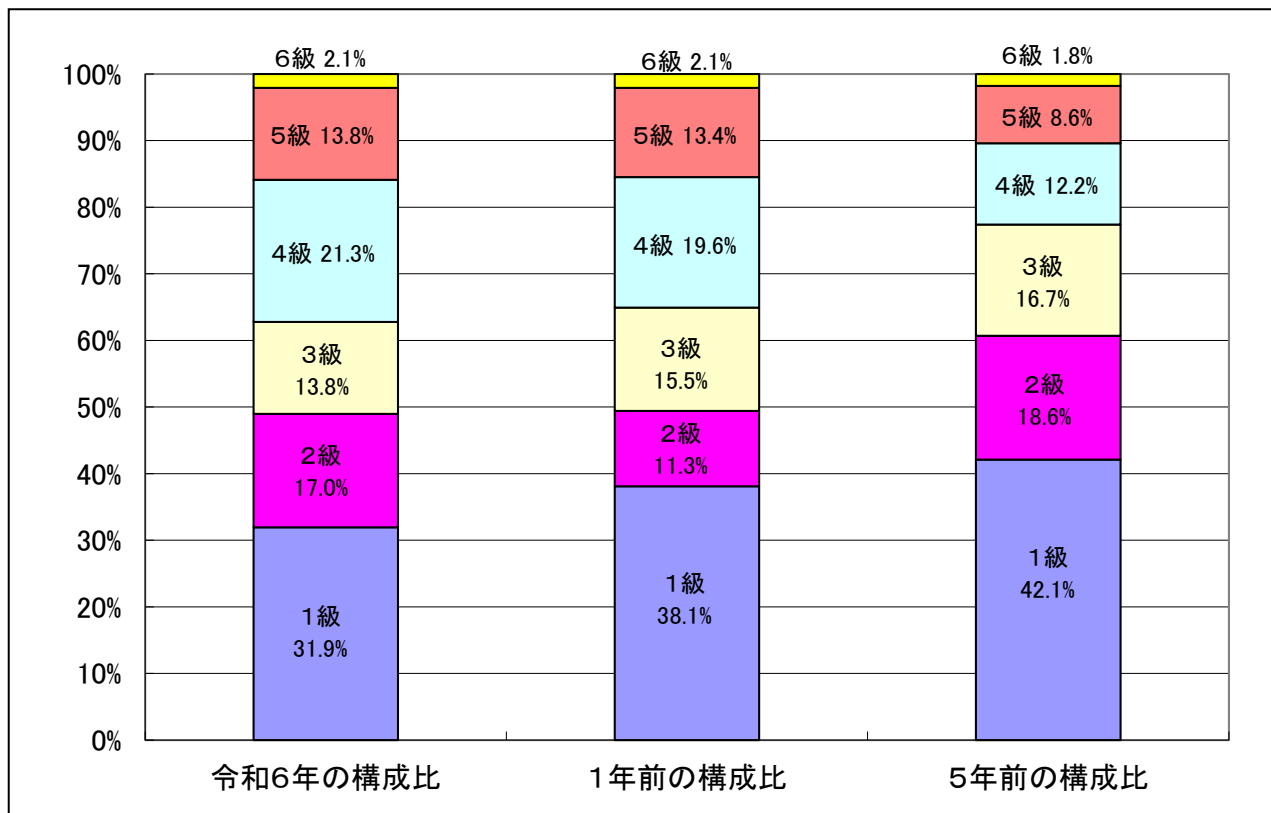
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	30人	31.9%	162,100円	249,400円
2級	主査	16人	17.0%	208,000円	305,200円
3級	係長	13人	13.8%	240,900円	351,000円
4級	課長補佐	20人	21.3%	271,600円	382,000円
5級	課長	13人	13.8%	295,400円	394,000円
6級	部長	2人	2.1%	323,100円	411,300円

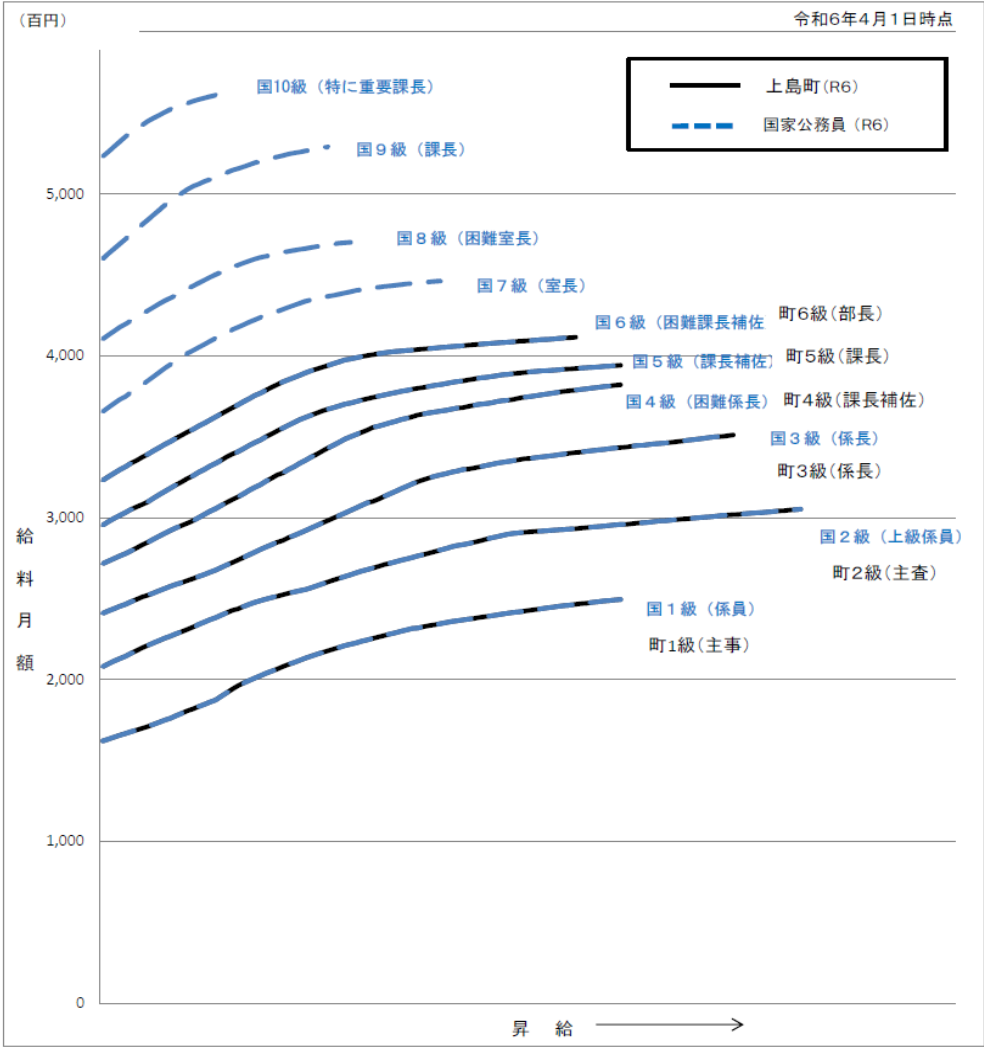
(注) 1 上島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給の人事評価の活用状況(一般行政職) (上島町)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
上位、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

平成21年度から新たな人事評価システムを構築平成22年度から完全移行年2回の勤務評定により昇給が決定

区分	A	B	C	D	E
	特に優れている	優れている	普通	普通よりも劣る	良くない
54歳以下	8	6	4	2	0
55歳以上	2	1	0	0	0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上島町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,339 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,552 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上島町）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
上位、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

年2回の勤務評定を行い、勤務手当成績率に反映させている

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

上島町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 907,073円 -円(該当者なし)	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	3,342 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	61,889 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	24.1 %		
手当の種類(手当数)	11 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別養護養護老人ホーム勤務手当	特別養護老人ホームに勤務し、入所者の直接処遇業務に従事する職員	入所者の介護等直接処遇業務	給料月額額の3～16%
消防手当	消防業務に従事した消防吏員	消防業務	給料月額額の3%
消防出動手当	消防出動した非当直消防吏員	消防業務	200円/件
救急業務手当	救急患者を搬送した消防吏員	救急搬送業務	200円/件
船舶乗務手当	救急艇に船長として乗務した消防吏員	救急搬送業務	200円/件
救急救命手当	救急救命士	救急救命業務	500円/件
管外搬送手当	救急患者を管外搬送した消防吏員	救急搬送業務	800円/件
じん芥処理業務手当	じん芥処理業務に従事した職員	じん芥焼却処理業務	5,000円/月
し尿処理業務手当	し尿処理業務に従事した職員	し尿処理業務	9,000円/月
行旅死亡人取扱作業手当	行旅死亡人取扱作業に従事した職員	行旅死亡人取扱作業	5,000円/回
火葬業務手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務	5,000円/体

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	29,891 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	218 千円
支給実績(令和4年度決算)	37,139 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	251 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和5年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	○子以外(配偶者等) 6,500円 ○子 10,000円 ※高校生、大学生の子 5,000円加算	同	15,850千円	165千円
住居手当	○家賃23,000円以下(家賃額－12,000円) ○家賃23,000円以上 (家賃額－23,000円)×1/2+11,000円 上限27,000円	限度額の 設定あり	6,319千円	85千円
通勤手当	○交通機関等利用者・交通用具使用者 (月額36,000円以内)	限度額の 設定あり	5,938千円	42千円
管理職手当	○管理又は監督する地位にある職員に対して支給	同	20,048千円	371千円
管理職特別勤務手当	○管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給(区分に応じて6,000～12,000円/回の定額(6時間を超える場合は加算あり))	同	2,197千円	137千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	724,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
			870,000 円／	523,000 円
報 酬	副 町 長	594,000 円	700,000 円／	360,000 円
	議 長	234,000 円	928,500 円／	200,000 円
報 酬	副 議 長	189,000 円	316,000 円／	170,000 円
	議 員	171,000 円	301,000 円／	150,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	3.40	月 分	
期 末 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.40	月 分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×0.46	15,985,920 円	任期満了後
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.27	7,698,240 円	任期満了後
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

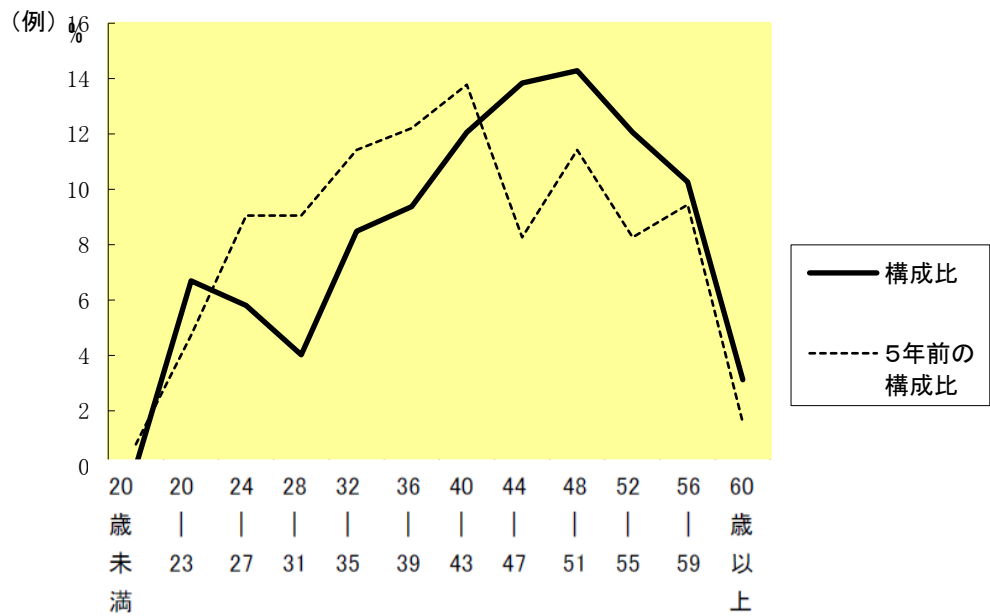
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務 企 画	49	46	▲ 3	行政組織変更に伴う減
	税 務 生 産	4	3	▲ 1	行政組織変更に伴う減
	民 生 生 産	21	21	0	
	衛 生 生 産	12	11	▲ 1	行政組織変更に伴う減
	農 林 水 産	0	0	0	
	商 工 業	7	7	0	
	土 木	9	8	▲ 1	行政組織変更に伴う減
	計	8	8	0	
	計	112	106	▲ 6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.2 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 11.8 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	教育部門	12	13	1	行政組織変更に伴う増
	消防部門	26	26	0	
	小 計	150	145	▲ 5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 23.5 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 14.1 人)
	小 計	78	79	1	行政組織変更に伴う増
合 計		228 [282]	224 [282]	▲ 4	<参考> 人口1,000人当たり職員数 36.2 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	15人	13人	9人	19人	21人	27人	31人	32人	27人	23人	7人	224人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 \ 年 度	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	135	128	122	113	112	106	-29	-21.5%
教 育	12	12	12	12	12	13	1	8.3%
消 防	27	29	26	25	26	26	-1	-3.7%
普通会計 計	174	169	160	150	150	145	-29	-16.7%
公営企業等会計 計	81	82	82	78	78	79	-2	-2.5%
総合計	255	251	242	228	228	224	-31	-12.2%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 216,251	千円 6,102	千円 11,479	% 5.3	% 5.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 2	千円 6,029	千円 582	千円 1,945	千円 8,556	千円 4,278

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
上 島 町	35.0 歳	254,450 円	356,504 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上島町公営企業職員	上島町平均												
1人当たり平均支給額(令和5年度) 972 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,339 千円												
(令和5年度支給割合) <table> <tr> <td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr> <tr> <td>2.45 月分</td><td>2.05 月分</td></tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td><td>(0.975) 月分</td></tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(令和5年度支給割合) <table> <tr> <td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr> <tr> <td>2.45 月分</td><td>2.05 月分</td></tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td><td>(0.975) 月分</td></tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.45 月分	2.05 月分												
(1.375) 月分	(0.975) 月分												
期末手当	勤勉手当												
2.45 月分	2.05 月分												
(1.375) 月分	(0.975) 月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%												

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

※退職手当・その他手当等については、一般行政職と同様のため省略